令和3年第4回 城里町議会定例会議案書

城 里 町 議 会

議案第74号

城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を 改正する条例について

城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例を別紙のとおり定める。

令和3年12月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年 月 日

令和3年城里町条例第 号

城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を 改正する条例

城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成17年城里町条例 第40号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「及び副町長」を削り、「令和3年3月」を「令和4年1月」に改め、 同項の表を次のように改める

| 区分 | 給料月額 | 備考 |
|----|----------|----|
| 町長 | 738,000円 | |

附則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| <u> </u> | 吊動のものの和子及び | が食に関する条例の一 | 部を以正りる朱例利旧) | 可思衣 | | |
|------------|------------------------------------|-------------|---|----------------------------|-----------------------|--|
| | 改正後 | | | 現 行 | | |
| (本則略) | | | (本則略) | | | |
| 附則 | | | 附則 | | | |
| 1 (略) | | | 1 (略) | | | |
| (給料の支給に関する | (給料の支給に関する特例) | | | (給料の支給に関する特例) | | |
| | こついては, <u>令和4年1</u> 次表に掲げる額とする。 | 月の支給分まで,第3条 | 700000000000000000000000000000000000000 | 合料の支給については, かかわらず,次表に掲げ | 令和3年3月の支給分ま る額とする。 | |
| 区分 | 給料月額 | 備考 | 区分 | 給料月額 | 備考 | |
| 町長 | 738,000円 | | 町長 | 738,000円 | | |
| | | | 副町長 | 568,000円 | | |
| | (以下略) | | | (以下略) | | |
| 附則 | | | | | | |
| この条例は、令和4年 | F1月1日から施行する。 | ··· | | | | |

_ __

議案第75号

城里町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例について

城里町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を 別紙のとおり定める。

令和3年12月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年 月 日

令和3年城里町条例第 号

城里町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例

城里町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例(平成29年城里町条例第23 号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「1576番地の1」を「1586番地の8」に改める。 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第75号 説明資料

城里町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改 正 後 | 現 行 |
|----------------------|----------------------|
| 第1条 (略) | 第1条 (略) |
| (位置) | (位置) |
| 第2条 施設の位置は、次のとおりとする。 | 第2条 施設の位置は、次のとおりとする。 |
| (1) 城里町大字塩子1630番地の1 | (1) 城里町大字塩子1630番地の1 |
| (2) 城里町大字塩子1586番地の8 | (2) 城里町大字塩子1576番地の1 |
| (以下略) | (以下略) |
| <u></u> | |
| この条例は、公布の日から施行する。 | |

議案第76号

城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年12月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年 月 日

令和3年城里町条例第 号

城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

城里町国民健康保険税条例(平成17年城里町条例第51号)の一部を次のように改正する。

本則中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に改める。

第2条第2項及び第3項中「並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額」を「及び 被保険者均等割額」に改め、同条第4項中「並びに」を「及び」に改める。

第5条の2を次のように改める。

第5条の2 削除

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第7条の3を次のように改める。

第7条の3 削除

第13条第1項中「同条」を「、その減額後」に改める。

第23条各号列記以外の部分中「掲げる」の次に「国民健康保険税の納税義務者に対し て課する」を加え、「及びイ」を削り、「ウ及びエ」を「イ」に、「並びに」を「及び」 に、「オ」を「ウ」に改め、同条第1号中「法第703条の5」の次に「第1項」を加え、 同号ア中「の金額とする。」を「第23条第1項第1号の部アの項に規定する金額」に改 め、同号イを削り、同号ウ中「の金額とする。」を「第23条第1項第1号の部イの項に 規定する金額」に改め、同号ウを同号イとし、同号エを削り、同号オ中「の金額とする。」 を「第23条第1項第1号の部ウの項に規定する金額」に改め、同号オを同号ウとし、同 条第2号中「法第703条の5」の次に「第1項」を加え、同号ア中「の金額とする。」を 「第23条第1項第2号の部アの項に規定する金額」 に改め, 同号イを削り、同号ウ中「の 金額とする。」を「第23条第1項第2号の部イの項に規定する金額」に改め、同号ウを 同号イとし、同号エを削り、同号オ中「の金額とする。」を「第23条第1項第2号の部 ウの項に規定する金額」に改め、同号オを同号ウとし、同条第3号中「法第703条の5」 の次に「第1項」を加え、同号ア中「の金額とする。」を「第23条第1項第3号の部ア の項に規定する金額」に改め、同号イを削り、同号ウ中「の金額とする。」を「第23条 第1項第3号の部イの項に規定する金額」に改め、同号ウを同号イとし、同号工を削り、 同号オ中「の金額とする。」を「第23条第1項第3号の部ウの項に規定する金額」に改 め、同号才を同号ウとし、同条の次に次の1項を加える。

同条に次の1項を加える。

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月3 1日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義 務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につ き算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっ ては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、 次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
 - (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 別表第3第23条第2項第1号 の部アの項に規定する金額
 - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 別表第3第23条第2項第1号

の部イの項に規定する金額

- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 別表第3第23条第2項第1号 の部ウの項に規定する金額
- エ アからウに掲げる世帯以外の世帯 別表第3第23条第2項第1号の部工の項 に規定する金額
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額
 - ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 別表第2第23条第2項第2号 の部アの項に規定する金額
 - イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 別表第2第23条第2項第2号 の部イの項に規定する金額
 - ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 別表第2第23条第2項第2号 の部ウの項に規定する金額
 - エ アからウに掲げる世帯以外の世帯 別表第2第23条第2項第2号の部工の項 に規定する金額

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「次号((及び第3号))において同じ。)」の次に「及び」を加える。

附則第2項中「第23条」を「第23条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」 に改める。

別表第1中

| | 税率 | |
|----|----|----|
| | | |
| | | |
| | | |
| 区分 | | 金額 |

に、同表第3条の項中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同表第5条の項中「係る」の次に「基礎課税額の被保険者」を加える。

別表第2中



に、「第23条第1号」を「第23条第1項第1号」に、「第23条第2号」を「第23条第1項第2号」に、「第23条第3号」を「第23条第1項第3号」に、「係る被保険者均等割額」を「係る基礎課税額の被保険者均等割額」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表第3 (第23条の2関係)

| | 区分 | 金額 | |
|-------------------|---------------------------------|----------|--------|
| 第23条第 2 項第 1 号 | ア 第23条第1項第1号アに規定する金額を減額し た世帯 | 未就学児1人つき | 3,150円 |
| | イ 第23条第1項第2号アに規定する金額を減額し た世帯 | 未就学児1人つき | 5,250円 |

| | ウ 第23条第1項第3号アに規定する金額を減額し た世帯 | 未就学児1につき | 8,400円 |
|-------------------|---------------------------------|----------|---------|
| | エ アからウまでに掲げる以外の世帯 | 未就学児1につき | 10,500円 |
| 第23条第 2 項第 2 号 | ア 第23条第1項第1号イに規定する金額を減額し た世帯 | 未就学児1人つき | 1,275円 |
| | イ 第23条第1項第2号イに規定する金額を減額し た世帯 | 未就学児1人つき | 2,125円 |
| | ウ 第23条第1項第3号イに規定する金額を減額し た世帯 | 未就学児1につき | 3,400円 |
| | エ アからウまでに掲げる以外の世帯 | 未就学児1につき | 4,250円 |

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第1項、第23条及び第23条の2の改正規定(「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。)並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定は令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の城里町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第1条(略)

(課税額)

第2条 (略)

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。) 及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割 額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万 円を超える場合においては、基礎課税額は、63万円とする。

改正後

- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は19万円とする。
- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 (略)

第4条 削除

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 (略)

第5条の2 削除

第1条(略)

(課税額)

第2条 (略)

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。) 及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割 額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただ し、当該合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は、63万 円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は19万円とする。
- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

第3条 (略)

第4条 削除

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第5条 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯

<u>|</u>

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額を課税標準とし、これに別表第1の税率を乗じて算定する。

第7条, 第7条の2 (略)

第7条の3 削除

第8条~第12条 (略)

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した目の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号,第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号,第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 別表第1の金額とする。
- (2) 特定世帯 別表第1の金額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得 に係る基礎控除後の総所得金額を課税標準とし、これに別表第1の税 率を乗じて算定する。

第7条, 第7条の2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別 平等割額)

- 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 別表第1の金額とする。
 - (2) 特定世帯 別表第1の金額とする。
 - (3) 特定継続世帯 別表第1の金額とする。
- 第8条~第12条 (略)

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第2条第1項の額(第23条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

 $2 \sim 8$ (略)

第14条~第22条 (略)

(国民健康保険税の減額)

- 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。
 - (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の 合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保 険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者 (前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得 税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得につ いて同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条 第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。) をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得 を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に 係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得につい て同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢6 5歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超え る者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金 額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除 く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」とい う。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数か

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第2条第1項の額(第23条の規定による減額が行われた場合には同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

 $2 \sim 8$ (略)

第14条~第22条 (略)

(国民健康保険税の減額)

- 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の額は,第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には,63万円),同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及び工に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には,19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には,17万円)の合算額とする。
 - (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額 が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被 保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中 に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法 律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に 規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する 給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号 において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中 に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する 公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては 当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以 上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者 に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以 下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合に あっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万

ら1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につい て別表第2第23条第1項第1号の部アの項に規定する金額

(削除)

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について別表第2第23条第1項第1号の部イの項に規定する金額

(削除)

- ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金 課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につ いて別表第2第23条第1項第1号の部ウの項に規定する金額
- (2) 法第703条の5<u>第</u>1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び

円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義 務者

- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について別表第 2の金額とする。
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世 帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 別表第2の金額と する。
 - (イ) 特定世帯 別表第2の金額とする。
 - (ウ) 特定継続世帯 別表第2の金額とする。
- 立 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について別表第2の金額とする。
- 工 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世 帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める 額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 別表第2の金額と する。
 - (イ) 特定世帯 別表第2の金額とする。
 - (ウ) 特定継続世帯 別表第2の金額とする。
- 才 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金 課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につ いて別表第2の金額とする。
- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が,43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては,43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同

特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につい て別表第2第23条第1項第2号の部アの項に規定する金額

(削除)

1 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について別表第2第23条第1項第2号の部イの項に規定する金額

(削除)

- ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金 課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につ いて別表第2第23条第1項第2号の部ウの項に規定する金額
- (3) 法第703条の5<u>第</u>1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の 合算額が,43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保 険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2 以上の場合にあっては,43万円に当該給与所得者等の数から1を減 じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び

- 一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について別表第 2の金額とする。
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世 帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 別表第2の金額と する。
 - (イ) 特定世帯 別表第2の金額とする。
 - (ウ) 特定継続世帯 別表第2の金額とする。
- 立 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について別表第2の金額とする。
- 工 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世 帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める 額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 別表第2の金額と する。
 - (イ) 特定世帯 別表第2の金額とする。
 - (ウ) 特定継続世帯 別表第2の金額とする。
- 才 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金 課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につ いて別表第2の金額とする。
- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が,43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては,43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同

特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につい て別表第2第23条第1項第3号の部アの項に規定する金額

(削除)

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について別表第2第23条第1項第3号の部イの項に規定する金額

(削除)

- ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金 課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につ いて別表第2第23条第1項第3号の部ウの項に規定する金額
- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後 の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)が ある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額 (当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均 等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、

- 一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について別表第 2の金額とする。
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世 帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 別表第2の金額と する。
 - (イ) 特定世帯 別表第2の金額とする。
 - (ウ) 特定継続世帯 別表第2の金額とする。
- 立 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について別表第2の金額とする。
- 工 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世 帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める 額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 別表第2の金額と する。
 - (イ) 特定世帯 別表第2の金額とする。
 - (ウ) 特定継続世帯 別表第2の金額とする。
- 才 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金 課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につ いて別表第2の金額とする。

(追加)

その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額 から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を 減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次 に定める額
 - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 別表第3第23条 第2項第1号の部アの項に規定する金額
 - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 別表第3第23条 第2項第1号の部イの項に規定する金額
 - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 別表第3第23条 第2項第1号の部ウの項に規定する金額
 - エ アからウに掲げる世帯以外の世帯 別表第3第23条第2項第1 号の部工の項に規定する金額
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額
 - ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 別表第3第23条 第2項第2号の部アの項に規定する金額
 - イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 別表第3第23条 第2項第2号の部イの項に規定する金額
 - ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 別表第3第23条 第2項第2号の部ウの項に規定する金額
 - エ アからウに掲げる世帯以外の世帯 別表第3第23条第2項第2 号の部工の項に規定する金額

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第3条及び

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第3条及び

前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と,前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号((及び第3号))において同じ。)及び」とする。

第24条~第27条 (略)

附則

 $1 \sim 1 0 4$ (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間,世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が,前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については,同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については,同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と,「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合 における第3条,第6条,第8条及び第23条第1項の規定の適用につ いては,第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林 前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号((及び第3号))において同じ。)」とする。

第24条~第27条 (略)

附則

 $1 \sim 1 0 4$ (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間,世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が,前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については,同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については,同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と,「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合 における第3条,第6条,第8条及び第23条の規定の適用について は,第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得 所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合におけ る第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用について は、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」と あるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長 期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第34条第 1 項、第34条の 2 第 1 項、第34条 の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又 は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法 第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除 した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」とい う。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額 の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡 所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあ るのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長 期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とある のは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲 渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「、第35条の2第1

金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合におけ る第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3 条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは 「及び山林所得金額並びに決附則第34条第4項に規定する長期譲渡所 得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項 若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1 項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条 の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第 1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金 額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。) の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計 額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の 金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは 「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡 所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山 林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金 額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険 者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有 する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34 条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の 金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「、第35条の2第1 項,第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と,「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条,第6条,第8条及び第23条第1項の規定の適用については,第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条,第6条,第8条及び第23条第1項の規定の適用については,第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得,譲渡所得又は 雑所得を有する場合における第3条,第6条,第8条及び第23条第1 項,第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と,「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条,第6条,第8条及び第23条の規定の適用については,第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条,第6条,第8条及び第23条の規定の適用については,第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と,「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と,同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と,第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得,譲渡所得又は 雑所得を有する場合における第3条,第6条,第8条及び第23条の規 項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条,第6条,第8条及び第23条第1項の規定の適用については,第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と,「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と,同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と,第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税 等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に 規定する特例適用利子等,同法第12条第5項に規定する特例適用利子 等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得, 配当所得,譲渡所得,一時所得及び雑所得を有する場合における第3 条,第6条,第8条及び第23条第1項の規定の適用については,第3 条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山 林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税 等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項 定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条,第6条,第8条及び第23条の規定の適用については,第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と,「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と,同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と,第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税 等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に 規定する特例適用利子等,同法第12条第5項に規定する特例適用利子 等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得, 配当所得,譲渡所得,一時所得及び雑所得を有する場合における第3 条,第6条,第8条及び第23条の規定の適用については,第3条第1 項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得 金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非 課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第1 (同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税 等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等, 同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に 規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有す る場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適 用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相 互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第 12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。) に規定 する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特 例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」 と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特 例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金 額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」 と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並び に特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法,法人税法及び地 方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約 等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用 利子等に係る利子所得,配当所得,譲渡所得,一時所得及び雑所得を 2条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。) に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。) の合計額から法第314条の2第2項」と,

「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税 等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等, 同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に 規定する特例適用配当等に係る利子所得,配当所得及び雑所得を有す る場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用につ いては、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」と あるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義 による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第 6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。) に規定する特 例適用配当等の額(以下この条及び第23条において「特例適用配当等 の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所 得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等 の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは 「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山 林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」 とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法,法人税法及び地 方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約 等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用 利子等に係る利子所得,配当所得,譲渡所得,一時所得及び雑所得を 有する場合における第3条,第6条,第8条及び第23条第1項の規定の適用については,第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法,法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と,「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の合計額(」と,同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と,第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が和税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定 する条約適用配当等に係る利子所得,配当所得及び雑所得を有する場 合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用に ついては、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所 得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律 第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第 12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2 項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得 金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条 約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金 額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第 3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税 条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の 額」とする。

有する場合における第3条,第6条,第8条及び第23条の規定の適用については,第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法,法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と,「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の自計額(」と,同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と,第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が和税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定 する条約適用配当等に係る利子所得, 配当所得及び雑所得を有する場 合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用について は、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」と あるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税 法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第12項 に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」 と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額 並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適 用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」と あるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の 2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条中「及び山 林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特 例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

| | 則(平成18年条例第16号)~ | ~ <i>(</i> | -号) (略) | l ist | 則(平成18年条例第16号)~(令和2年条例第1 | .4号) (略) |
|-----------|-----------------------------|-------------------|-----------|-----------|------------------------------------|---|
| | (第3条—第9条関係) | (11412 2003)111 | (FI) | 113 | (第3条—第9条関係) | (41) |
| | | | 金額 | | | |
| 第3条 | 国民健康保険の被保険者に 所得割額 | 係る基礎課税額の | 100分の6.70 | 第3条 | 国民健康保険の被保険者に係る所得割額 | 100分の6.70 |
| 第5条 | 国民健康保険の被保険者に 被保険者均等割額 | 係る基礎課税額の | 21,000円 | 第5条 | 国民健康保険の被保険者に係る均等割額 | 21,000円 |
| (削除) | | | | 第5条の2 | 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割 額 | 特定世帯及び特 定継続世帯以外 の世帯 21,000 円 特定世帯 10,50 0円 特定継続世帯 1 5,750円 |
| 第6条 | 国民健康保険の被保険者に 援金等課税額の所得割額 | 係る後期高齢者支 | 100分の2.8 | 第6条 | 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 | |
| 第7条の 2 | 国民健康保険の被保険者に 援金等課税額の均等割額 | 係る後期高齢者支 | 8,500円 | 第7条の 2 | 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の均等割額 | 8,500円 |
| (削除) | | | | 第7条の3 | 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 | 特定世帯及び特 定継続世帯以外 の世帯 9,000円 特定世帯 4,500 円 特定継続世帯 6,750円 |
| 第8条 | 介護納付金課税被保険者に | 係る所得割額 | 100分の1.80 | 第8条 | 介護納付金課税被保険者に係る所得割額 | <u>100分の1.80</u> |
| 第9条 | 介護納付金課税被保険者に | 係る均等割額 | 12,000円 | 第9条 | 介護納付金課税被保険者に係る均等割額 | 12,000円 |
| 別表第2 | (第23条関係) | | | 別表第2 | (第23条関係) | |
| | 区分 | 金客 | 夏 | | 税率 | |

| 第23条第 1項第1 另 | | 被保険者(第1条第2項に規定する 世帯主を除く。) 1人について 1 4,700円 | 第23条第 1号 | 険者に <u>係る被保険者均</u> 等割額 | 被保険者(第1条第2項に規定する 世帯主を除く。) 1人について 1 4,700円 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以 外の世帯 14,700円 (イ) 特定世帯 7,350円 (ウ) 特定継続世帯 11,025円 |
|--------------------|------------------------------------|---|-------------|--|---|
| | 険者に係る後期高齢者 支援金等課税額の被保 険者均等割額 | 被保険者(第1条第2項に規定する 世帯主を除く。) 1人について 5, 950円 | | <u></u> | 被保険者(第1条第2項に規定する 世帯主を除く。) 1人について 5, |
| | (削除) | | | 工 国民健康保険の被保 険者に係る後期高齢者 支援金等課税額の世帯 別平等割額 | 外の世帯 6,300円 |
| | でいた。 一険者に係る被保険者均 等割額 | 介護納付金課税被保険者(第1条第 2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 8,400円 | | 険者に係る被保険者均 等割額 | 介護納付金課税被保険者(第1条第 2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 8,400円 |
| 第23条第 1項第2 号 | 険者に係る基礎課税額 | 被保険者(第1条第2項に規定する 世帯主を除く。) 1人について 1 0,500円 | 第23条第 2号 | | 被保険者(第1条第2項に規定する 世帯主を除く。) 1人について 1 0,500円 |
| | (削除) | | | イ 国民健康保険の被保 険者に係る世帯別平等 割額 | (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,500円(イ) 特定世帯 5,250円(ウ) 特定継続世帯 7,875円 |

| | ウ 国民健康保険の被保 被保険者(第1条第2項に規定する 険者に係る後期高齢者 世帯主を除く。) 1人について 4, 支援金等課税額の被保 250円 険者均等割額 |
|--|--|
| (削除) | 工 国民健康保険の被保(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以 険者に係る後期高齢者 支援金等課税額の世帯 別平等割額外の世帯 4,500円 (イ) 特定世帯 2,250円 特定継続世帯 3,375円 |
| 立 介護納付金課税被保 介護納付金課税被保険者 (第1条第 険者に係る被保険者均 等割額 2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 6,000円 | 才 介護納付金課税被保 介護納付金課税被保険者 (第1条第 険者に係る被保険者均 等割額 2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 6,000円 |
| 第23条第 ア 国民健康保険の被保 被保険者 (第1条第2項に規定する 1項第3 険者に係る基礎課税額 世帯主を除く。) 1人について 4, の被保険者均等割額 200円 (削除) | 第23条第 ア 国民健康保険の被保 被保険者 (第1条第2項に規定する) 3号 険者に係る被保険者均 世帯主を除く。) 1人について 4, 等割額 200円 イ 国民健康保険の被保 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以) 険者に係る世帯別平等 割額 4,200円 (イ) 特定世帯 2,100円 |
| | (ウ) 特定継続世帯 3,150円 ウ 国民健康保険の被保 被保険者(第1条第2項に規定する 険者に係る後期高齢者 世帯主を除く。) 1人について 1, |
| 支援金等課税額の被保 700円 険者均等割額 (削除) | 支援金等課税額の被保 700円 険者均等割額 工 国民健康保険の被保 険者に係る後期高齢者 支援金等課税額の世帯 別平等割額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以 外の世帯 1,800円 (イ) 特定世帯 900円 (ウ) 特定継続世帯 1,350円 |

等割額

ウ 介護納付金課税被保 │介護納付金課税被保険者 (第1条第 険者に係る被保険者均2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 2,400円

別表第3 (第23条の2関係)

| | 区分 | 金額 | | |
|-------|-----------------|------------------|--|--|
| 第23条第 | ア 第23条第1項第1号アに規 | 未就学児1人つき 3,150円 | | |
| 2項第1 | 定する金額を減額した世帯 | | | |
| 号 | イ 第23条第1項第2号アに規 | 未就学児1人つき 5,250円 | | |
| | 定する金額を減額した世帯 | | | |
| | ウ 第23条第1項第3号アに規 | 未就学児1につき 8,400円 | | |
| | 定する金額を減額した世帯 | | | |
| | エ アからウまでに掲げる以外 | 未就学児1につき 10,500円 | | |
| | の世帯 | | | |
| 第23条第 | ア 第23条第1項第1号イに規 | 未就学児1人つき 1,275円 | | |
| 2項第2 | 定する金額を減額した世帯 | | | |
| 是 | イ 第23条第1項第2号イに規 | 未就学児1人つき 2,125円 | | |
| | 定する金額を減額した世帯 | | | |
| | ウ 第23条第1項第3号イに規 | 未就学児1につき 3,400円 | | |
| | 定する金額を減額した世帯 | | | |
| | エ アからウまでに掲げる以外 | 未就学児1につき 4,250円 | | |
| | の世帯 | | | |

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第1項、第23条 及び第23条の2の改正規定(「前条の」を「前条第1項の」に、「前条 第1号|を「前条第1項第1号|に改める部分に限る。)並びに附則第 2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定は令和4年 4月1日から施行する。

(適用区分)

等割額

才 介護納付金課税被保 ↑ 護納付金課税被保険者(第1条第 険者に係る被保険者均2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 2,400円

(追加)

2 この条例による改正後の城里町国民健康保険税条例の規定は、令和 4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分 までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第77号

城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年12月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年 月 日

令和3年城里町条例第 号

城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例

城里町国民健康保険条例(平成17年城里町条例第111号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に、「1万6千円」を「1万2千円」 に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年1月1日から適用する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第7条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

改正後

第1条~第6条 (略)

(出産育児一時金)

第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万8千円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2千円を上限として加算するものとする。

(以下略)

附則

1 (施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

2 (経過措置)

この条例の施行の目前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第7条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

第1条~第6条 (略)

(出産育児一時金)

第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万4千円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万6千円を上限として加算するものとする。

行

現

(以下略)

議案第78号

城里町消防団員の定員,任免,給与,服務等に関する条例等の一部を 改正する条例について

城里町消防団員の定員,任免,給与,服務等に関する条例等の一部を改正する条例 を別紙のとおり定める。

令和3年12月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年城里町条例第 号

城里町消防団員の定員,任免,給与,服務等に関する条例の 一部を改正する条例

(城里町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第1条 城里町消防団員の定員,任免,給与,服務等に関する条例(平成17年城里町条 例第154号)の一部を次のように改正する。

別表第1の表を次のように改める。

別表第1 (第12条関係)

| 73 1 2 () V = - | | | |
|--------------------|-----|-----------|---------|
| 区分 | | 支給単位 | 金額 |
| 団長 | | 年額 | 82,000円 |
| 副団長 | | II . | 70,000円 |
| 分団長 | 本部員 | II . | 65,000円 |
| | 指導員 | II . | 46,000円 |
| | 分団長 | <i>II</i> | 44,000円 |
| 副分団長 | | II . | 34,000円 |
| 部長 | | II . | 29,000円 |
| 班長 | | II . | 24,000円 |
| 団員 | | II . | 22,000円 |

(城里町消防団員の定員,任免,給与,服務等に関する条例の一部を改正する条例の 一部改正)

第2条 城里町消防団員の定員,任免,給与,服務等に関する条例の一部を改正する条例(平成24年城里町条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の表を次のように改める。

| X | 区分 | | 金額 |
|------|-----|-----------|---------|
| 団長 | | 年額 | 82,000円 |
| 副団長 | 副団長 | JJ | 70,000円 |
| | 本部員 | JJ | 65,000円 |
| 分団長 | 本部員 | 11 | 46,000円 |
| | 指導員 | <i>II</i> | 46,000円 |
| | 分団長 | 11 | 44,000円 |
| 副分団長 | | JJ | 34,000円 |
| 部長 | | 11 | 29,000円 |
| 班長 | | 11 | 24,000円 |
| 団員 | | 11 | 22,000円 |

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

| 城里町消防団 | 員の定員,任何 | 免、給与、服務等に | 関する条例の一部を記 | <u> 牧正する条</u> | 例新旧対照表(| 第1条関係) | |
|--------|---------------|-----------|------------|---------------|----------|--------|---------|
| | 改正後 | | | 現 行 | | | |
| | | (本則略) | | | | (本則略) | |
| 附則 | 」(略) | | | 附 | 則 (略) | | |
| 別表第1 (| (第12条関係) | | | 別表第1 | (第12条関係) | | |
| | 区分 | 支給単位 | 金額 | | 区分 | 支給単位 | 金額 |
| 団長 | | 年額 | 82,000円 | 団長 | | 年額 | 80,000円 |
| 副団長 | | | 70,000円 | 副団長 | | | 70,000円 |
| 分団長 | 本部員 | <i>"</i> | 65,000円 | 分団長 | 本部員 | | 65,000円 |
| | 指導員 | | 46,000円 | | 指導員 | | 44,000円 |
| | 分団長 | | 44,000円 | | 分団長 | | 42,000円 |
| 副分団長 | • | | 34,000円 | 副分団長 | | | 32,000円 |
| 部長 | | | 29,000円 | 部長 | | | 27,000円 |
| 班長 | | | 24,000円 | 班長 | | | 22,000円 |
| 団員 | | | 22,000円 | 団員 | | | 20,000円 |
| 別表第2, | 別表第2,別表第3 (略) | | 別表第2 | ,別表第3 (町 | 各) | | |
| 附則 | <u>Ĵ</u> | | | | | | |
| この条例は | 、令和4年4月 | 1日から施行する。 | | | | | |

<u>'</u> -- 城里町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表(第2条関係)

| 改 正 後 | |
|-------|--|
| (本則略) | |

附則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。 (報酬の支給に関する経過措置)
- らず、次表に掲げる額とする。

| 区分 | | 支給単位 | 金額 |
|------|-----|------|---------|
| 団長 | | 年額 | 82,000円 |
| 副団長 | 副団長 | | 70,000円 |
| | 本部員 | | 65,000円 |
| 分団長 | 本部員 | | 46,000円 |
| | 指導員 | | 46,000円 |
| | 分団長 | | 44,000円 |
| 副分団長 | | | 34,000円 |
| 部長 | | | 29,000円 |
| 班長 | | | 24,000円 |
| 団員 | | | 22,000円 |

附則 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。 (報酬の支給に関する経過措置)
- 2 報酬の支給については、当分の間、改正後の第12条の規定にかかわ 2 報酬の支給については、当分の間、改正後の第12条の規定にかかわ らず、次表に掲げる額とする。

(本則略)

| りが、人名に適ける領とかる。 | | | | |
|----------------|-----|------|---------|--|
| X | 分 | 支給単位 | 金額 | |
| 団長 | | 年額 | 80,000円 | |
| 副団長 | 副団長 | | 70,000円 | |
| | 本部員 | | 65,000円 | |
| 分団長 | 本部員 | | 44,000円 | |
| | 指導員 | | 44,000円 | |
| | 分団長 | | 42,000円 | |
| 副分団長 | | | 32,000円 | |
| 部長 | | | 27,000円 | |
| 班長 | | | 22,000円 | |
| 団員 | | | 20,000円 | |

議案第79号

城里町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例について

城里町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和3年12月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年城里町条例第 号

城里町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例 城里町定住自立圏形成協定の議決に関する条例(平成27年城里町条例第33号)は、廃 止する。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第80号

城里町下水道事業の設置等に関する条例の制定について 城里町下水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり定める。

令和3年12月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

城里町下水道事業の設置等に関する条例

(下水道事業の設置)

第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保 全に資するため、下水道事業(公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同 じ。)を設置する。

(法の財務規定等の適用)

- 第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第3項に規定する財務規定等を令和4年4月1日から適用する。 (経営の基本)
- 第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。
- 2 公共下水道事業の排水区域は、城里町の区域のうち、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域とする。
- 3 農業集落排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。
 - (1) 農業集落排水処理施設の名称、位置及び処理区域は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 | 処理区域 |
|------------------|----------|--------------------------------------|
| 上入野地区農業集落排水処理施設 | 城里町大字上入野 | 城里町大字上入野 |
| 北方高久地区農業集落排水処理施設 | 城里町大字北方 | 城里町大字北方、高久 |
| 常北青山地区農業集落排水処理施設 | | 城里町大字上青山、下青山、 春園、小坂、勝見沢、石塚の 一部 |
| 孫根地区農業集落排水処理施設 | 城里町大字孫根 | 城里町大字孫根、錫高野の一 部 |
| 古内地区農業集落排水処理施設 | 城里町大字下古内 | 城里町大字上古内、下古内 |

- (2) 排水区域面積は、432ヘクタールとする。
- (3) 排水人口は、6,480人とする。
- (4) 1日最大処理能力は、2,131.9立方メートルとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2 第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議 会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上であ る場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が700万円以上のもの

及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

- 第7条 町長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。
- 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月 30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成 する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれ ぞれ明らかにしなければならない。
 - (1) 事業の概況
 - (2) 経理の状況
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため町長が 必要と認める事項
- 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(城里町特別会計条例の廃止)

2 城里町特別会計条例(平成18年城里町条例第7号)は、廃止する。

(城里町公共施設の暴力排除に関する条例の一部改正)

3 城里町公共施設の暴力排除に関する条例(平成20年城里町条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表中「城里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例」を「城里町農業集落排水処理施設の管理に関する条例」に改め、「城里町老人福祉センター条例(平成17年城里町条例第107号)、城里町高田荘設置及び管理に関する条例(平成17年城里町条例第108条)、城里町物産センターの設置及び管理関する条例(平成17年城里町条例第176号)及び城里町物産品直売所ななかいの設置及び管理に関する条例(平成17年城里町条例第178号)」を削り、「城里町七会町民センターの設置及び管理に関する条例(平成29年城里町条例第34号)」の次に「城里町環境センターの設置及び管理に関する条例(平成25年城里町条例第12号)」、「城里町衛生センターの設置及び管理に関する条例(平成25年城里町条例第13号)」、「城里町共同放牧場の設置及び管理に関する条例(平成25年城里町条例第13号)」及び「城里町認定こども園の設置及び管理に関する条例(平成31年城里町条例第13号)」を追加する。

(城里町政治倫理条例の一部改正)

4 城里町政治倫理条例(平成17年城里町条例第169号)の一部を次のように改正する。 第4条第1項ただし書中「第131条」の次に「及び城里町下水道事業会計規則(令和 年城里町規則第一号)第93条第1項」を加える。

(城里町職員の給与に関する条例の一部改正)

5 城里町職員の給与に関する条例(平成17年城里町条例第43号)の一部を次のように 改正する。

第2条第2項第6号中「収納代理金融機関」の次に「並びに城里町下水道事業会計

規則(令和 年城里町規則第 号)第4条第2項に規定する下水道事業出納取扱金融機関及び下水道事業収納取扱金融機関」を加える。

(城里町公共下水道条例の一部改正)

6 城里町公共下水道条例(平成17年城里町条例第135号)の一部を次のように改正する。 第2条を次のように改める。

第2条 削除

(城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

7 城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例 (平成17年城里町条例第136号) の一部を次のように改正する。

別表第1負担区の項中「増井の一部」の次に「, 春園の一部」を加える。

(城里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

8 城里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成17年城里町条例第 138号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

城里町農業集落排水処理施設の管理に関する条例

第1条中「設置及び」を削る。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条及び第3条 削除

別表第1を次のように改める。

別表第1 削除

| | 議案第80号 説明資料 |
|---|---|
| 城里町公共施設の暴力排除に関する条例の一部を改正する条例新旧 | 対照表(附則第3項関係) |
| 改正後 | 現 行 |
| 本則略 | 本則略 |
| 附則(略) | 附 則 (略) |
| 別表(第2条関係) | 別表(第2条関係) |
| 城里町庁舎等管理規則(平成17年城里町規則第6号) | 城里町庁舎等管理規則(平成17年城里町規則第6号) |
| 城里町町営駐車場管理規則(平成17年城里町規則第52号) | 城里町町営駐車場管理規則(平成17年城里町規則第52号) |
| 城里町立学校設置条例(平成17年城里町条例第75号) | 城里町立学校設置条例(平成17年城里町条例第75号) |
| 城里町立公民館の設置,管理及び職員に関する条例(平成17年城里町 条例第83号) | 城里町立公民館の設置,管理及び職員に関する条例(平成17年城里町 条例第83号) |
| 城里町立図書館の設置及び管理に関する条例(平成17年城里町条例第 84号) | 城里町立図書館の設置及び管理に関する条例(平成17年城里町条例第 84号) |
| 城里町立郷土資料館の設置及び管理に関する条例(平成17年城里町条 例第85号) | 城里町立郷土資料館の設置及び管理に関する条例(平成17年城里町条 例第85号) |
| 城里町立山村文化資源保存伝習館設置及び管理に関する条例(平成17 年城里町条例第86号) | 城里町立山村文化資源保存伝習館設置及び管理に関する条例(平成17 年城里町条例第86号) |
| 城里町コミュニティセンター城里の設置及び管理に関する条例(平成17年城里町条例第87号) | 城里町コミュニティセンター城里の設置及び管理に関する条例(平成17年城里町条例第87号) |

17年城里町条例第87号)

城里町生活改善センターの設置及び管理に関する条例(平成17年城里 町条例第123号)

城里町体育館等の設置及び管理に関する条例(平成17年城里町条例第 90号)

城里町運動公園設置及び管理等に関する条例(平成17年城里町条例第 91号)

城里町健康管理トレーニングセンター条例(平成17年城里町条例第92

城里町常北保健福祉センター設置及び管理に関する条例(平成17年城

17年城里町条例第87号)

城里町生活改善センターの設置及び管理に関する条例(平成17年城里 町条例第123号)

城里町体育館等の設置及び管理に関する条例(平成17年城里町条例第 90号)

城里町運動公園設置及び管理等に関する条例(平成17年城里町条例第 91号)

城里町健康管理トレーニングセンター条例(平成17年城里町条例第92 号)

城里町常北保健福祉センター設置及び管理に関する条例(平成17年城

里町条例第96号)

城里町七会保健福祉センター設置及び管理に関する条例(平成17年城 里町条例第97号)

(削除)

(削除)

城里町健康増進施設の設置及び管理に関する条例(平成17年城里町条 例第176号)

(削除)

城里町特産品直売センターかつらの設置及び管理に関する条例(平成 17年城里町条例第177号)

(削除)

城里町物産センター「山桜」の設置及び管理に関する条例(平成17年 城里町条例第158号)

城里町総合野外活動センターの設置及び管理に関する条例(平成17年 城里町条例第176号)

城里町総合スポーツ公園の設置及び管理に関する条例(平成17年城里 町条例第176号)

城里町徳蔵緑地広場設置及び管理に関する条例(平成17年城里町条例 第132号)

城里町赤沢江憩いの広場設置及び管理等に関する条例(平成17年城里 町条例第133号)

城里町緑の広場設置及び管理等に関する条例(平成17年城里町条例第 134号)

城里町公共下水道条例(平成17年城里町条例第135号)

城里町農業集落排水処理施設の管理に関する条例(平成17年城里町条 例第138号) 里町条例第96号)

城里町七会保健福祉センター設置及び管理に関する条例(平成17年城 里町条例第97号)

城里町老人福祉センター条例(平成17年城里町条例第107号)

城里町高田荘設置及び管理に関する条例(平成17年城里町条例第108 号)

城里町健康増進施設の設置及び管理に関する条例(平成17年城里町条 例第176号)

<u>城里町物産センターの設置及び管理に関する条例(平成17年城里町条</u> 例第176号)

城里町特産品直売センターかつらの設置及び管理に関する条例(平成 17年城里町条例第177号)

<u>城里町特産品直売所ななかいの設置及び管理に関する条例(平成17年</u> 城里町条例第178号)

城里町物産センター「山桜」の設置及び管理に関する条例(平成17年 城里町条例第158号)

城里町総合野外活動センターの設置及び管理に関する条例(平成17年 城里町条例第176号)

城里町総合スポーツ公園の設置及び管理に関する条例(平成17年城里 町条例第176号)

城里町徳蔵緑地広場設置及び管理に関する条例(平成17年城里町条例 第132号)

城里町赤沢江憩いの広場設置及び管理等に関する条例(平成17年城里 町条例第133号)

城里町緑の広場設置及び管理等に関する条例(平成17年城里町条例第 134号)

城里町公共下水道条例(平成17年城里町条例第135号)

<u>城里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例</u>(平成17年 城里町条例第138号) 城里町法定外公共物の管理に関する条例(平成17年城里町条例第141 号)

城里町営住宅管理条例(平成17年城里町条例第144号)

城里町営住宅集会所管理規則(平成17年城里町規則第129号)

城里町特定公共賃貸住宅管理条例(平成17年城里町条例第146号)

城里町営徳蔵住宅管理条例(平成17年城里町条例第157号)

城里町水道事業の設置等に関する条例(平成17年城里町条例第148号)

城里町公用バス管理規程(平成17年城里町告示第18号)

城里町七会町民センターの設置及び管理に関する条例(平成29年城里 町条例第34号)

<u>城里町環境センターの設置及び管理に関する条例(平成25年城里町条</u> 例第12号)

<u>城里町衛生センターの設置及び管理に関する条例(平成25年城里町条</u> 例第13号)

城里町共同放牧場の設置及び管理に関する条例(平成25年城里町条例 第17号)

城里町認定こども園の設置及び管理に関する条例 (平成31年城里町条 例第13号)

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

城里町法定外公共物の管理に関する条例(平成17年城里町条例第141 号)

城里町営住宅管理条例(平成17年城里町条例第144号)

城里町営住宅集会所管理規則(平成17年城里町規則第129号)

城里町特定公共賃貸住宅管理条例(平成17年城里町条例第146号)

城里町営徳蔵住宅管理条例(平成17年城里町条例第157号)

城里町水道事業の設置等に関する条例(平成17年城里町条例第148号)

城里町公用バス管理規程(平成17年城里町告示第18号)

城里町七会町民センターの設置及び管理に関する条例(平成29年城里 町条例第34号)

(追加)

(追加)

(追加)

(油加)

改正後

第1条~第3条 (略)

第1条~第3条 (略)

(工事等の契約に関する遵守事項)

第4条 町長等及び議員、若しくはその配偶者、2親等以内の親族が役員をしている企業、町長等及び議員が実質的に経営に携わっている企業は、第2条第2号に規定する契約は辞退しなければならない。ただし、1回の契約につき町財務規則(平成17年城里町規則第40号)第131条及び城里町下水道事業会計規則(令和 年城里町規則第 号)第92条第1項に規定する契約金額は除く。

(以下略)

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(工事等の契約に関する遵守事項)

第4条 町長等及び議員、若しくはその配偶者、2親等以内の親族が役員をしている企業、町長等及び議員が実質的に経営に携わっている企業は、第2条第2号に規定する契約は辞退しなければならない。ただし、1回の契約につき町財務規則(平成17年城里町規則第40号)第131条に規定する契約金額は除く。

行

(以下略)

| 改正後 | 現 行 |
|---|---|
| 第1条 (略) | 第1条 (略) |
| (給与の支払) | (給与の支払) |
| 第2条 (略) | 第2条 (略) |
| 2 法第25条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げるものを控除して 支給することができる。(1)~(5) (略) | 2 法第25条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げるものを控除して 支給することができる。(1)~(5) (略) |
| (6) 城里町財務規則(平成17年城里町規則第40号)第153条に規定する指定金融機関及び収納代理金融機関並びに城里町下水道事業会計規則(令和 年城里町規則第 号)第4条第2項に規定する下水道事業出納取扱金融機関及び下水道事業収納取扱金融機関に預入する定期積金等 | (6) 城里町財務規則(平成17年城里町規則第40号)第153条に規定する指定金融機関及び収納代理金融機関に預入する定期積金等 |
| (以下略) | (以下略) |
| <u>附則</u> | |
| この条例は、令和4年4月1日から施行する。 | |

. ც

城里町公共下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表(附則第6項関係)

| 改 正 後 | 現 行 |
|-----------------------|---|
| 第1条 (略) | 第1条 (略) |
| | (設置) |
| 第2条 削除 | 第2条 町は、生活環境の改善、発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全を図るため公共下水道を設置する。 2 公共下水道の区域は、法第4条第1項に規定する事業計画に定める区域とする。 |
| (以下略) | (以下略) |
| 附_則 | |
| この条例は、令和4年4月1日から施行する。 | |

城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表(附則第7項関係)

| <u> </u> | 小坦尹未又 <u>ლ</u> 石 貝匹(| こ因りの不例の 即と以上りの不 | [7] A) [14 A] [R: 4X | (門則第 / 供財所) | |
|----------|---|-------------------------------|----------------------|--------------------------------------|-------------------------------|
| 改正後 | | | 現 行 | | |
| 本則略 | | | 本則略 | | |
| 附則 | 」(略) | | 附則 | (略) | |
| 別表(第4条 | :関係) | | 別表(第4条 | :関係) | |
| 負担区 | 区域 | 負担金の額 | 負担区 | 区域 | 負担金の額 |
| 第1負担区 | 大字石塚, 那珂西, 上泉, 上青山の一部, 下青山の一部, 増井の一部, 春園の一部 | | 第1負担区 | 大字石塚, 那珂西, 上泉, 上青山の一部, 下青山の一部, 増井の一部 | |
| 第2負担区 | 大字粟,阿波山 | 受益者一世帯又は,一事業所当た り 330,000円 | 第2負担区 | 大字粟,阿波山 | 受益者一世帯又は,一事業所当た り 330,000円 |
| 第3負担区 | 大字上圷,下圷,下阿野沢,上阿野沢,上阿野沢,御前山,高根台,高根 | 受益者一世帯又は,一事業所当た り 340,000円 | 第3負担区 | 大字上圷,下圷,下阿 野沢,上阿野沢,御前 山,高根台,高根 | 受益者一世帯又は,一事業所当た り 340,000円 |
| 第4負担区 | 大字増井の一部, 磯野 | 1平方メートル当たり 500円 | 第4負担区 | 大字増井の一部, 磯野 | 1平方メートル当たり 500円 |
| 附則 | Į | | | | |
| この条例は | 、令和4年4月1日から | ら施行する。 | | | |

附則

城里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表(附則第8項関係)

改正後 城里町農業集落排水処理施設の管理に関する条例 城里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 (趣旨) (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第 1項の規定に基づき、城里町農業集落排水処理施設(以下「排水施設」 1項の規定に基づき、城里町農業集落排水処理施設(以下「排水施設」 という。) の管理に関し必要な事項を定めるものとする。 という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 農業用水の汚濁を防止するとともに、農業集落における生活環 第2条及び第3条 削除 境の整備を図るため、排水施設を設置する。 (施設の名称) 第3条 排水施設の名称,位置及び処理区域は別表第1のとおりとする。 第4条~第31条 (略) 第4条~第31条 (略) 附 則 (略) 附 則 (略) 別表第1 削除 別表第1(第3条関係) 施設の名称等 施設の名称 処理区域 位置 上入野地区農業集落排水処 城里町大字上入野 城里町大字上入野 理施設 北方高久地区農業集落排水城里町大字北方 城里町大字北方・高久 処理施設 常北青山地区農業集落排水 城里町大字下青山 城里町大字上青山・下青 山・春園・小坂・勝見 処理施設 沢・石塚の一部 孫根地区農業集落排水処理城里町大字孫根 城里町大字孫根·錫高野 の一部 |古内地区農業集落排水処理||城里町大字下古内|| 城里町大字上古内・下古 施設 (以下略) (以下略)

議案第81号

城里町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について 城里町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を別紙のとおり定める。

令和3年12月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年城里町条例第 号

城里町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項及び第3項 の規定に基づき、城里町下水道事業(以下「下水道事業」という。)における剰余金の 処分等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利益の処分の方法及び積立金の取崩し)

- 第2条 下水道事業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額があるときは、 当該残額の全部又は一部を積立金に積み立てることができる。
- 2 前項の規定による積立金は、次の各号に掲げる積立金の科目ごとに、当該各号に定める目的のために積み立てるものとし、当該各号に定める目的以外の使途には使用することができない。
 - (1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
 - (2) 利益積立金 欠損金をうめる目的
 - (3) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的
- 3 前項各号(第2号を除く。)に掲げる積立金をその目的のために使用した場合においては、その使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れるものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、議会の議決を経た場合については、積立金をその目的 以外の使途に使用することができる。

(資本剰余金)

- 第3条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科 目に積み立てなければならない。
- 2 資本剰余金は、次に定める方法により処分することができる。この場合において、 処分の順序は、次の各号の順序とする。
 - (1) 利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときは、当該残額に相当する額を取り崩す方法
 - (2) 前号の方法により処分しても、なお残額があるときは、当該残額の全部又は一部を資本金に組み入れる方法

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第82号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年城里町条例第46号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 契約の目的 令和3年度 常北保健福祉センター空調設備更新等工事

2 契約の金額 90,970,000円

(内消費税額8, 270, 000円)

3 契約の相手方 茨城県東茨城郡城里町大字下圷1668番地2

株式会社 金長設備工業 代表取締役 金長 英樹

4 契約の方法 一般競争入札

令和3年12月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

様式第3号(第6条関係)

入 札 結 果 一 覧 表

(担当課等 : 健康保険課)

工事名(事業名): 令和3年度 常北保健福祉センター空調設備更新等工事

工事場所(事業場所): 東茨城郡城里町大字石塚 地内

入 相 日: 令和3年11月16日(火) 午前9時00分

(単位:円)

| | | | | | <u>(平位: 円/</u> |
|--------------------------|------------|---------|---------|---------|----------------|
| 立 日 刀 <i>以 夕 </i> | 入 | 札 | 見 | 積 | |
| 商号又は名称 | 第1回 | 第2回 | 第1回 | 第2回 | 摘 要 |
| ㈱金長設備工業 | 82,700,000 | | | | 落札 |
| 暁飯島工業㈱ | 84,800,000 | | | | |
| 清和工業㈱ | 88,800,000 | | | | |
| 関彰エンジニアリング㈱ | 90,500,000 | | | | |
| ㈱新栄設備工業 | 90,710,000 | | | | |
| 飯村機電工業㈱ | 79,960,000 | | | | 失格 |
| 第一熱学工業㈱ | 81,620,000 | | | | 失格 |
| 常北建設工業㈱ | 辞退 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 上記金額に100分の10に相 | 当する額を加算 | した金額が地方 | 方自治法上の『 | 申し込みに係る | 価格である。 |
| 落札者 | 株式会社 金 | 長設備工業 | | | |
| 落 札 金 額 | 82,700,000 | | | | |
| 予 定 価 格 | 90,710,000 | | | | |
| 最低制限価格 | 82,260,000 | | | | |

※工期 本契約日(議会の議決を得た日)の翌日から令和4年3月28日まで

議案第83号

茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について

水戸市との間において締結した茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定を、令和4年3月31日をもって廃止するものとする。

令和3年12月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

議案第84号

いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について

水戸市との間において、いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約 を別紙のとおり締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 252条の2第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約書

水戸市(以下「甲」という。)と城里町(以下「乙」という。)とは、いばらき県央地域連携中枢都市圏(以下「圏域」という。)を形成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

(目的)

第1条 この連携協約は、連携中枢都市宣言を行った甲と、甲と連携する意思を有する乙とが相互に連携し、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る取組を実施することにより、活力ある社会経済を維持し、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域を形成することを目的とする。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は,前条に規定する目的を達成するため,次条第1項に規定する取組に おいて相互に役割を分担して連携を図るものとする。

(連携する取組並びに甲及び乙の役割分担)

- 第3条 甲及び乙が相互に連携する取組並びにそれぞれの役割分担は、別表に掲げるとおりとする。
- 2 甲及び乙は、前項に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

(費用負担)

第4条 前条第1項に規定する取組を推進するために要する費用の負担については、相互の受益の程度を勘案し、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(定期的な協議)

第5条 甲及び乙は,連携中枢都市圏の取組に関する連絡調整を図るため,定期的に協議 を行うものとする。

(連携協約の失効)

- 第6条 甲又は乙は、この連携協約の失効を求めるときは、あらかじめ議会の議決を経て 相手方に通告するものとする。
- 2 この連携協約は、前項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日に その効力を失うものとする。

(疑義の解決)

第7条 この連携協約に定めのない事項又はこの連携協約について疑義を生じたときは、 甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この連携協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1 通を保有する。

令和 年 月 日

水戸市中央1丁目4番1号

甲 水戸市 水戸市長

東茨城郡城里町大字石塚1428番地の25

乙 城里町

城里町長

別表(第3条関係)

1 地域経済の活性化(圏域全体の経済成長のけん引)

| 区分 | 連携する取組 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|---------|----------------|---------|---------|
| 企業や産業の育 | 産業活性化コーディネータ | 乙と連携して | 甲と連携して |
| 成・支援 | ーの派遣による事業者の経 | 企業や産業の | 企業や産業の |
| | 営力強化など,企業や産業の | 育成・支援に主 | 育成・支援に取 |
| | 育成・支援に取り組む。 | 体的に取り組 | り組む。 |
| | | t. | |
| 地域資源を活用 | 先進的技術の導入, 地域ブラ | 乙と連携して | 甲と連携して |
| した産業振興 | ンドの育成・販路拡大など, | 地域資源を活 | 地域資源を活 |
| | 地域資源を活用した産業振 | 用した産業振 | 用した産業振 |
| | 興に取り組む。 | 興に主体的に | 興に取り組む。 |
| | | 取り組む。 | |
| 戦略的な観光施 | 圏域全体の観光資源を活用 | 乙と連携して | 甲と連携して |
| 策 | した観光プロモーションや | 戦略的な観光 | 戦略的な観光 |
| | 誘客と観光消費の促進など, | 施策に主体的 | 施策に取り組 |
| | 戦略的な観光施策に取り組 | に取り組む。 | む。 |
| | む。 | | |
| | | | |

2 都市機能の向上(高次の都市機能の集積・強化)

| 区分 | 連携する取組 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|---------|----------------|--------|--------|
| 高度な医療サー | 地域周産期母子医療センタ | 乙と連携して | 甲と連携して |
| ビスの提供 | ーへの支援や医師確保のた | 高度な医療サ | 高度な医療サ |
| | めの寄附講座開設, 医療施設 | ービスの提供 | ービスの提供 |
| | 開設等支援など, 高度な医療 | に主体的に取 | に取り組む。 |
| | サービスの提供に取り組む。 | り組む。 | |
| | | | |
| 広域的公共交通 | 新たな広域交通の導入に向 | 乙と連携して | 甲と連携して |
| ネットワークの | けた研究や要望活動, 既存の | 広域的公共交 | 広域的公共交 |
| 構築 | 圏域公共交通の課題解決に | 通ネットワー | 通ネットワー |
| | 向けた研究,公共交通の利用 | クの構築に主 | クの構築に取 |
| | 促進の手法の検討など, 広域 | 体的に取り組 | り組む。 |
| | 的公共交通ネットワークの | む。 | |
| | 構築に取り組む。 | | |
| Ī | | | l l |

| 高等教育の環境 | 大学等の魅力向上や人材育 | 乙と連携して | 甲と連携して |
|---------|----------------|---------|--------|
| 整備 | 成に対する支援など,高等教 | 高等教育の環 | 高等教育の環 |
| | 育の環境整備に取り組む。 | 境整備に主体 | 境整備に取り |
| | | 的に取り組む。 | 組む。 |
| 高度なICT環 | ICTの利活用についての | 乙と連携して | 甲と連携して |
| 境の整備 | 情報共有や調査研究, 社会実 | 高度なICT | 高度なICT |
| | 験などを通じ、都市機能の強 | 環境の整備に | 環境の整備に |
| | 化に向けた高度なICT環 | 主体的に取り | 取り組む。 |
| | 境の整備に取り組む。 | 組む。 | |

3 生活環境の充実 (圏域全体の生活関連機能サービスの向上)

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

| 区分 | 連携する取組 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|----------|----------------|---------|---------|
| 地域医療 | 圏域住民への医療情報の提 | 乙と連携して | 甲と連携して |
| | 供のほか, 初期救急医療提供 | 地域医療の充 | 地域医療の充 |
| | 体制の維持・確保、医療従事 | 実に主体的に | 実に取り組む。 |
| | 者の確保・育成、健康づくり | 取り組む。 | |
| | など,地域医療の充実に取り | | |
| | 組む。 | | |
| 福祉 | 高齢者や障害者の権利擁護 | 乙と連携して | 甲と連携して |
| | のための成年後見制度の利 | 福祉サービス | 福祉サービス |
| | 用促進など,福祉サービスの | の充実に主体 | の充実に取り |
| | 充実に取り組む。 | 的に取り組む。 | 組む。 |
| 教育・文化・スポ | 芸術・文化教育の推進, プロ | 乙と連携して | 甲と連携して |
| ーツ | スポーツ等による地域活性 | 教育・文化・ス | 教育・文化・ス |
| | 化,公の施設の広域利用促進 | ポーツの充実 | ポーツの充実 |
| | など、教育・文化・スポーツ | に主体的に取 | に取り組む。 |
| | の充実に取り組む。 | り組む。 | |
| 地域振興 | 合同就職説明会・相談会の開 | 乙と連携して | 甲と連携して |
| | 催による雇用機会の確保な | 地域振興に主 | 地域振興に取 |
| | ど、地域振興に取り組む。 | 体的に取り組 | り組む。 |
| | | さ。 | |
| 災害対策 | 圏域内における災害時の相 | 乙と連携して | 甲と連携して |
| | 互応援や連絡体制の構築な | 災害対策の推 | 災害対策の推 |
| | ど, 圏域全体で災害対策の推 | 進に主体的に | 進に取り組む。 |
| | 進に取り組む。 | 取り組む。 | |

| 環境 | 温室効果ガス排出削減や環 | 乙と連携して | 甲と連携して |
|----|---------------|--------|---------|
| | 境保全に係る啓発や対策な | 環境対策の推 | 環境対策の推 |
| | ど,環境対策の推進に取り組 | 進に主体的に | 進に取り組む。 |
| | む。 | 取り組む。 | |

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

| 区分 | 連携する取組 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|---------|----------------|---------|--------|
| 地域公共交通 | 住民等の移動手段の維持・確 | 乙と連携して | 甲と連携して |
| | 保など,地域公共交通の充実 | 地域公共交通 | 地域公共交通 |
| | に取り組む。 | の充実に主体 | の充実に取り |
| | | 的に取り組む。 | 組む。 |
| 移住・定住促進 | 移住・定住に関する情報発信 | 乙と連携して | 甲と連携して |
| | や地域おこし協力隊活動の | 移住・定住の促 | 移住・定住の |
| | 活性化,婚活支援など,移住・ | 進に主体的に | 促進に取り組 |
| | 定住促進に取り組む。 | 取り組む。 | む。 |
| | | | |

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

| 区分 | 連携する取組 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|-------|---------------|--------|--------|
| 人材の育成 | 職員の育成や能力向上、SD | 乙と連携して | 甲と連携して |
| | Gsの普及啓発など,人材の | 人材の育成に | 人材の育成に |
| | 育成に取り組む。 | 主体的に取り | 取り組む。 |
| | | 組む。 | |
| | | | |

議案第85号

水戸地方農業共済事務組合の解散について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第288条の規定により、令和4年3月31日をもって、水戸地方農業共済事務組合を解散するため、別紙のとおり関係市町と協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

別紙

水戸地方農業共済事務組合の解散に関する協議書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第288条の規定に基づき、令和4年3月31日限り水戸地方農業共済事務組合を解散するものとする。

令和 年 月 日

水戸市長 高 橋 靖 大洗町長 國 井 豊 茨城町長 小 林 宣 夫 城里町長 上遠野 修

議案第86号

水戸地方農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法(昭和22年法律第67条)第289条の規定により、水戸地方農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関し、別紙のとおり関係市町と協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

別紙

水戸地方農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定に基づき、水戸地方農業共済事務組合の解散に伴う財産処分を、下記のとおり定めるものとする。

記

1 次に掲げる財産は、いばらき広域農業共済組合に帰属させる。

(1)物品

| - / | |
|---------------|----|
| 物品の名称 | 数量 |
| トヨタ カローラバン | 1台 |
| ニッサン ADバン | 1台 |
| ダイハツ ハイゼットカーゴ | 1台 |
| スズキ ワゴンR | 2台 |
| スズキ エブリィ | 3台 |
| ニッサン キューブ | 2台 |
| ダイハツ ムーブ | 1台 |

(2) 備品

| 備品の名称 | 数量 |
|---------|----|
| 顕微鏡 | 1台 |
| 白未熟粒予測器 | 1台 |
| 葉緑素計 | 1台 |

(3)無形固定資產

| 無形固定資産の種類 | 数量 |
|------------|------|
| 電話加入権 | 4 □ |
| 車両リサイクル預託金 | 11台分 |

(4) 出資金・拠出金

| 出資金・拠出金の種類 | 拠出先 |
|------------|--------------|
| 拠出金 | 茨城県農業共済組合連合会 |

- (5)組合が解散する日において組合が所有する(1)から(4)まで及び2に掲げる財産以外の財産の全て
- 2 次に掲げる財産は、茨城町に帰属させる。

(1)建物

| 建物の名称 | 構造 | 面積 | 取得年月日 |
|-------|----------|-------------------|-------------|
| 庁舎 | 鉄筋コンクリート | $446\mathrm{m}^2$ | 昭和58年12月23日 |
| 車庫 | 鉄骨スレート | 166 m² | 昭和58年12月23日 |

(2) 設備等

| 設備等の名称 | 数量 | 取得年月日 |
|--------|----|-------------|
| 建物附属設備 | 一式 | 昭和58年12月23日 |
| 空調機器 | 一式 | 平成30年 8月 9日 |

令和 年 月 日

 水戸市長
 高
 橋
 靖

 大洗町長
 國
 井
 豊

 茨城町長
 小
 林
 宣
 夫

 城里町長
 上遠野
 修